

平成 21 年 3 月 26 日 (木)
愛知県後期高齢者医療広域連合事務局
給付課長 鈴木 敏 夫
総務課長 鈴木 茂 彦
電話 052-955-1205・1227
FAX 052-955-1298
名古屋市東区泉 1-6-5 国保会館 3 階

はり・きゅう施術療養費の不正受給について

豊川市において鍼灸院を経営していた男性柔道整復師を、偽造有印私文書行使罪及び詐欺罪の疑いで、県警察本部長に告訴しました。

平成 20 年 4 月から 9 月までの間に、偽造した療養費支給申請書により、本広域連合から療養費 6,196,531 円を交付させたものです。

なお、この療養費は、受領委任先として指定された鍼灸マッサージ師の団体に支払われましたが、既に全額返還されています。

記

1 告訴状の提出日

平成 21 年 3 月 26 日 (木)

2 不正受給発覚の経緯

平成 20 年 10 月 22 日に 4 月から 7 月までの 4 ヶ月分の医療費通知を送付したところ、被保険者から通知内容と実際の施術回数が相違しているとの照会があったため、被保険者に対する面接調査を実施した。

その結果、療養費請求上の疑義が生じたため、被告訴人、施術者などに対する調査を実施したところ、不正請求・不正受給が判明した。

3 主な不正の内容

- (1) 被保険者 28 名分の署名・印章及び従業員として施術をしていたはり師・きゅう師の印章を偽造し、それらを使用して被保険者に無断で作成した療養費支給申請書により本広域連合に療養費 6,196,531 円を交付させた。
- (2) 施術内容がマッサージであり療養費の請求ができないにもかかわらず、「はり及びきゅう」を施術したと偽った。
- (3) 実際には施術をしていない日を施術日として偽った。
- (4) 施術内容が「はり」又は「きゅう」のいずれかのみであったにもかかわらず、療養費が高額となる「はり及びきゅう」を施術したと偽った。
- (5) 実際には往療（往診）が必要ではないにもかかわらず必要であると偽り往療料を請求した。

参考

療養費について

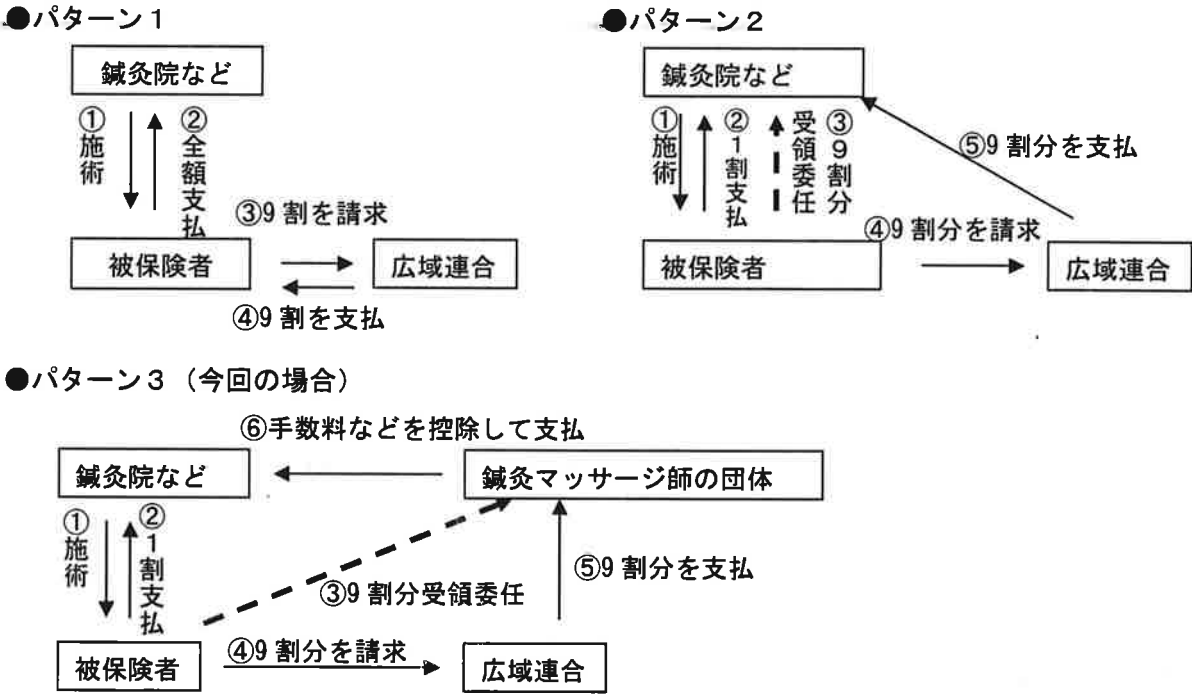
被保険者が保険医療機関等で診療を受けた場合、被保険者は、かかった医療費を全額負担するのではなく、自己負担分のみを負担すれば足りることになっている。(医療に関する現物給付＝「療養の給付」。残りの医療費は、医療機関等が保険者である広域連合に請求し、支払を受ける。)

鍼灸マッサージは、一般の保険医療機関で行う現物給付ではなく、保険医療機関以外での治療行為として位置づけられており、治療を受けた被保険者は、一旦、治療費の全額を支払い、その後、被保険者自身が広域連合に対して、支払った額から自己負担額を除いた額を請求し、広域連合から被保険者に対して現金が支払われるしくみになっている。(「療養費」の支給。)

しかしながら、この請求作業は煩雑で被保険者にとって多大な負担となるため、被保険者から委任を受けた施術者等が療養費の請求事務と受領を行う「受領委任制度」を認めている。

これにより、被保険者は、施術を受けた場合に、一部負担金を支払うのみで済むこととなる。

療養費の支給パターン（自己負担1割の場合）



なお、療養費の支払事務は、支給申請書の点検事務と併せて愛知県国民健康保険団体連合会に委託しており、療養費の支給申請書は同連合会に提出され、同連合会は内容審査の上、広域連合に支払見込み金額を請求し、広域連合は同連合会に支払いを行い、同連合会から被保険者又は受領委任者に支払われている。